

コロナ対応に独法化しなければ解決できない重大な不都合があったのか？ 答えない小池知事・都の態度は民主主義の否定



なぜ独法化？説明できない小池知事

11日、都議会厚生委員会で都立・公社病院の独法化を議決しました。本会議でも厚生委員会でも小池知事や都は、コロナ禍での独法化の理由を説明することができませんでした。本会議では、「都立・公社病院のコロナ対応に独法化しなければ解決できない重大な不都合が何かあったのですか」と質問された小池知事は質問に直接答えませんでした。答えられないはずで、都立・公社病院だから迅速・柔軟に対応できたのです。今回の条例案には感染拡大や災害時には、知事の要請で行政的医療を担う規定が入りましたが、同様な規定は、先行して独法化された健康長寿医療センターの規定にも入っています。知事は8月17日に「医療非常事態宣言」をだし、同じく23日には「デルタ株には総力戦で」と発言しましたが、この規定はついに健康長寿医療センターに発動されることはありませんでした。発動により法人が減収になった場合の補償についてなど規定には一切書かれていないことがその原因だと思われる。そのため都立・公社病院が独法化されても、この規定の発動は極めて困難でしょう。したがって「緊急時における知事の要求」は絵にかいた餅でしかなく、独法化されても「その役割は変わりません」という知事の答弁は何ら根拠がないのです。都民にろくに説明もせず、わずかな審議時間で数の力で決めることは、民主主義の否定であり許されることではありません。独法化反対の声を広げましょう！



可決されてもツイデモは続きます

先週号の支部ニュースで病院支部のツイデモが「都政新報」に取り上げられたことを紹介しました。#都立公社病院の独法化ではなくコロナ医療の充実を求めます、の#(ハッシュタグ)はその後も拡散・浸透を続けています。8日に都庁前で行われた抗議行動を支部はツイッターで生配信しましたが1,000人を超える人が視聴しました。また10月10日には、1日に150ツイートされました。都議会で可決されても運動は終わりません。独法化反対の声を広げていくことが、都の医療体制を充実させ、私たちの労働条件を守り改善することにもつながるのです。



発行 都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail: mail@t-byoinsibu.jp URL: http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず！

#看護師のしぶ子さんと検索